月２回発行　2016年７月15日／毎月１・15日発行　昭和29年10月12日第３種郵便物認可　通巻2262号

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

職場に出張！「教育屋台」

冷蔵庫整理から５Ｓ学ぶ

日清紡ブレーキ

特集Ⅱ

安全帯で宙づりに！㊦

高所ロープ作業の基礎知識

菊一　功

続・造船現場サイゼンセン

元気な挨拶で仲間意識高める

籠尾ドック

WEB 版はカラーでご覧になれます!!
WEB 登録（無料）のお問い合わせは
0120-972-825
メルマガも配信中です！

No.2262
2016
7/15

社労士が教える 労災認定の境界線

事務所でイスから立ち上がったらぎっくり腰に

＜執筆＞
一般社団法人SRアップ21　東京会
社会保険労務士　小泉事務所
所長　小泉　正典

第223回

■ 災害のあらまし ■

運送会社に勤務するAが仕事時間中にぎっくり腰となり、その後5日間休業した。日頃から重い荷物の上げ下ろしも行っていたが、ぎっくり腰を発症した時は事務所で内勤中で、トイレに行こうと立ち上がった際に発症したものである。

■ 判断 ■

ぎっくり腰の発症は仕事時間中ではあったものの、腰に急激な負荷がかかる突発的な出来事によって引き起こされたことが原因ではないことや、Aにはもともと腰痛の持病があったことなどから、**業務外**との判断がなされた。

■ 解説 ■

通常、仕事中の傷病は、業務起因性や業務遂行性が認められれば労災認定される。しかし、腰痛の場合は業務上として認定されるには認定基準を満たしていることが必要となり、今回のぎっくり腰（急性腰痛症）は仕事中に発症しても、日常的な動作の中（くしゃみなどにより）で発症することも多いため、業務上と認められない。腰痛は普段の生活習慣（姿勢が悪い、運動不足、睡眠不足など）が原因だったり、加齢や肥満、冷えや激しい運動などで起こり得るもので、腰痛発症の直接の原因が、業務上か否かを判断するのが難しいためである。

上記の認定基準は、「災害性の原因による腰痛」と「災害性の原因によらない腰痛」に区分されている。「災害性の原因による腰痛」とは、①腰の負傷またはその負傷原因となった急激な力の作用が、仕事中の突発的な出来事によって生じたと明らかに認められる場合、②腰に作用した力が腰痛を

発症させ、または腰痛の既往症・基礎疾患を著しく悪化させたと医学的に認められるもの、以上の２点をどちらも満たすものとされる。「災害性の原因によらない腰痛」とは、突発的な出来事が原因ではなく、重量物を取り扱う仕事など腰に過度の負担がかかる仕事に従事する労働者に発症した腰痛で、作業の状態や作業期間などからみて、仕事が原因で発症したと認められるもの、とされている。

また、「災害性の原因によらない腰痛」は発症原因により①筋肉等の疲労を原因とした腰痛、②骨の変化を原因とした腰痛に区分され業務上かどうかの判断がされる。具体的には、「災害性の原因による腰痛」は重量物を運搬中に転倒し腰を強打した場合や、狭い場所や足場が悪い場所など、姿勢を異常な状況にした（不適当な姿勢）場合に重量物を持ち上げるなど、腰への強い力の作用があった場合とされる。

「災害性の原因によらない腰痛」は①については、（ア）約 20Kg 以上の重量物または重量の異なる物品を繰り返し中腰の姿勢で取り扱う業務（港湾荷役など）、（イ）毎日数時間程度、腰にとって極めて不自然な姿勢を保持して行う業務（電柱の上などで作業を行う配電工など）、（ウ）長時間立ち上がることができず、同一の姿勢を維持して行う業務（長距離トラックドライバーなど）、（エ）腰に著しく大きな振動を受ける作業を継続して行う業務（車両系建設用機械の運転業務など）に比較的短期間（約３ヶ月以上）に業務に従事したことによる筋肉などの疲労を原因として発症した腰痛で、②は、（ア）約 30Kg 以上の重量物を、労働時間の 1/3 程度以上に及んで取り扱う業務、（イ）約 20Kg 以上の重量物を、労働時間の半分程度以上に及んで取り扱う業務に、相当長時間（約 10 年以上）にわたり継続して従事したことによる骨の変化を原因として発症した腰痛が、業務上の対象という認定基準となっている。



なお、腰痛は加齢による骨の変化によって発症することが多いため、骨の変化を原因とした腰痛が業務上として認められるためには、その骨の変化が通常の加齢による骨の変化の程度を明らかに超える場合に限られる。このように、腰痛が業務上と認められるには、通常のケガなどに比べどのような作業をどの程度行っていたのかということを、詳細に証明する必要がある。

なお、ぎっくり腰だからといって、直ちに業務上と認定されないとも限らず、発症時の状況により業務上と認められることもある。また、椎間板ヘルニアなどの既往症や基礎疾患がある労働者が仕事により再発したり、重症化した場合は、その前の状態に回復させるための治療に限り労災補償の対象となることもある。この場合、通常の労災の治ゆまでではなく、前の状態に回復させるまでが労災対象のため、注意が必要である。

いずれにしても、自社で勝手に判断したりせず、労基署への相談などが肝要となる。